

株式会社青野工業 人権方針

1.基本方針

(株)青野工業は、企業活動において影響を受ける全ての人の人権が尊重されなければならないことを理解し、人権の尊重に取り組みます。
個性・多様性を尊重し、誰もが生き生きと働ける環境づくりを推進することで、人権侵害や差別のない社会の実現に貢献します。

2.国際規範の支持

(株)青野工業は国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って人権尊重の取り組みを推進していきます。
人権に関する国際規範及び各国の法規制を支持・遵守し企業活動のあらゆる場面において基本的人権を尊重します。

3.人権デュー・ディリジェンス

人権デュー・ディリジェンスのしくみを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止、改善に取り組みます。

4.ステークホルダーとの対話

社内外のステークホルダーとの協議、対話を大切に人権課題の理解と改善に取り組みます。

5.企業活動を通じた人権尊重

人権を侵害しないよう、企業活動上の人権に対する負の影響を軽減・防止し、各部門方針で規定した取り組みを通じて、人権尊重の取り組みを推進します。
また、社員やともに働く人を尊重し、コミュニケーションが損なうことなく、安全で働きやすい職場環境を提供します。
顧客との対話を通じ製品やサービス、コミュニケーションの改善に反映させます。

6.優先領域

1)差別

(株)青野工業は、個人の人権と多様性(ダイバーシティ)を尊重します。
また人種・性別・民族・宗教・年齢・障がい・性的指向などに基づくあらゆる差別を排除します。

2)安全で健康的な労働環境

従業員が安全かつ健康的に働ける環境を提供する事を最優先事項とします。特に製造現場に従事する作業員の安全対策を強化し、事故や健康被害のリスクを最小限に抑えます。

3)ハラスメントの撲滅

職場における全てのハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント)を防止し、従業員が安心して働ける環境を構築致します。
被害を受けた場合、違反者を適切に処罰する様、重視します。

7.救済措置

人権に対する負の影響を引き起こした場合、あるいは関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じ、効果的な是正、救済に取り組みます。
ステークホルダーや従業員からの苦情を受け付ける窓口を設置し、報復のない環境で相談を受け付けます。

8.教育

本方針が理解され効果的に実施されるよう、役員および社員に対して適切な教育を行ないます。

9.情報開示

人権尊重の取り組みおよび人権デュー・ディリジェンスの実施状況について報告します。

本方針は2025年2月25日の「株式会社青野工業 取締役会においてされております。

2025年4月1日
株式会社 青野工業
代表取締役社長
(署名)

青野 義樹